

一九九九年八月

当面する林政問題への緊急提言

国民森林会議

「当面する林政問題への緊急提言」

はじめに

国民森林会議は、一九八二（昭五七）年二月、「日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。」という基本認識にもとづき、国民的立場から将来の森林・林業・山村のあり方を方向づけ、それを広く社会に提言するために設立された団体である。

その後の二〇年近くの推移をみると、残念ながら国有林・民有林を問わず事態は悪化をつづけており、今や農業以上に最悪の状況に陥っているといわざるをえない。

それゆえわれわれは、「森林の未来を憂えて」と題する本会議の設立趣意書にのっとり、あらためて以下の緊急提言をおこなうことを決断した。政府・政党をはじめ各界の関係者の検討を期待する。

I 二一世紀林政の基本問題と最重要課題

一 今後の地球的環境問題および経済・文化の均衡的發展を考えると、とくに先進国が世界の森林の過大伐採の負荷を軽減する責任を負っていることは明らかである。したがってそれぞれの国は、可能な限り木材の国内自給に努めなければならない。とくに、森林国であり、また植生上からもその条件を十分に具備している日本が、世界最大の木材輸入国であるという矛盾した現状は早急に改められるべきである。

二 林野は、国・公・私有といった所有形態の相違にかかわらず、すべてが「国民の資産であり、所有権者にとつては国民からの預かり物である」という認識を明確にすべきである。そのことは、税制面にも反映されるべきであるが、なかならず現在見られる財政収入本位の国有林野売却は絶対に中止すべきである。

三 日本の国土および自然環境は、これまでとりわけ中山間地域における農林業や、製炭、和紙の生産、木材流送などといった伝統的な経済活動およびそれらを支える農山村の住民によって主として守られてきた。その基盤である農山村の社会がいま一挙に瓦解しつつあるのであり、その対策が緊急の課題である。

四 森林は、国土保全、環境維持などの点で公益性のきわめて高い社会的資源であり、その維持管理は経済効率を追求する経営とはかならずしもなじまない側面をもっている。森林の維持・管理のための経済的負担のほとんどが所有者の負担となっている反面、良好な自然環境等の利益を享受するのは不特定の国民一般であるといった費用負担・受益間の乖離といった矛盾もここに由来するものである。この矛盾の解消は今後の林政の重要な課題である。

五 多くの人々が、これまで、「森林は再生可能資源である」と安易に唱えてきたが、これはきわめて危険な考え方である。造林地はむろんのこと、いわゆる天然林でも、日本では適切な維持管理を欠くことができない。また、伐採ないし破壊された跡地の回復には、さまざまな自然的・社会的な制約が多く多大の費用、長年月などを必要とするし、またそれらをもってしても困難な場合の多いことも銘記すべきである。

六 いま日本林業は、森林の機能にたいする一般国民のニーズの変化と木材経済の過度の国際化の影響をまともに受けて、将来の方向を見失い、混迷の極にある。明治初年以来最大の危機的状況といっている。それにもかかわらず、林政推進の基幹的役割を果たすべき地位にある林業基本法は、森林法との関係もあいまいなまま、いま実質的には機能喪失の状態にある。したがって、このさい林政に関する法体系の抜本的整備が必要である。

II 新たな法体系の構想

日本林業が現在おかれている以上のような問題状況からみて、今後新林政の最重要の目標は、木材自給力の向上とそれに要する林業労働力の育成・拡大の二点に置かれるべきである。

そのような政策目標を達成するための基幹的法律体系は下記四法のようになると考えられる。すなわち、まず「林政基本法」は林政の基本的方向づけを与える宣言法であり、その下に「森林法」(資源としての森林の保全に関する法)、「林産物法」(林産物の持続的供給を確保するための法)、および「森林協同組合法」(林業労働者の協同組合に関する法)の三法を配置する体系である。より具体的には左図のようになる。

〈新たな法体系の構想図〉

林政基本法（宣言法）

森林・林業の社会・経済にたいする機能（林産物の供給と環境の保全）の高度發揮が国の責任であることを宣言し、木材自給力の向上、森林の保全と活性化、そのために必要とされる林政上の基本的措置および林業生産の担い手確保とそのための主要施策並びに国有林のあり方などを明記する。また「二一世紀林政計画書」の作成と国会への報告と公表を義務づける。

森林協同組合法（担い手法）

ア 森林の所有者と従業者とが共同出資して協同組合を形成し、出資と出役とに見合った配当等をおこなうる制度（ワーカーズ・コレクティブ）を考案し、施業の充実を図るとともに農山村の活性化を実現する。
 イ 林業労働者・山小屋経営者など、森林に直接的ないし間接的に関わる多様な人々が協同組合に加入し、多様な活動ができるようにする。
 ウ 既存の農・林・漁業協同組合を総合的・有機的に統合し、各種の事業に積極的に参入できるようにする。そのさい、現行の農協の信用事業は分離・独立させ、健全化を図る。
 エ 国有林作業要員の積極的な増加、森林管理の強化、森林関連産業の振興などをつうじて、林業従業者の増大を図り山村社会の安定の促進に資する。

林産物法（商品法）

ア 林産物（パルプを含む）輸入にたいして、国内林業の維持・拡大と適合しうるような適正な国境措置の制度を確立する（この場合、高い関税ないし課徴金を課したときには、その収入は途上国の森林回復の費用に還元する）。
 イ 森林の適正な継続的生産・利用の促進により、その活力を高めるとともに、外材依存度の減少、里山の振興をはかる。
 ウ 国産材・山菜等の供給基地形成を図る。
 エ 木炭産業を回復させ、近隣諸国にたいする燃料支援に結びつけることをも考慮する。
 オ 急激な流通変化に対応し、用途別地方別に国産材市場の育成・強化を図る。
 カ 海外林業情報の収集強化を制度化する。
 キ 毎年、政府の「指定統計」として、国産材の主要樹種別主要地方別立木価格および伐出生産費を公表する。
 ク 木材需給見通しを定期的に策定し、国会に提出するとともに公表する。

森林法（資源法）

ア 森林は、国民社会の発展にとって必須の経済財であるが、同時に、全世界とのつながりをもち地球の将来を左右する役割を果たす大切な環境財でもあることを明記する。
 イ 森林のもつ前記の社会的・経済的重要性を明らかにし、その機能強化のための基本的方策を規定する。
 ウ 不在村林野所有や森林施業放棄林野にたいする管理の方針を規定する。
 エ 森林計画制度をこれまでの森林資源中心のものではなく、必要労働力、木材生産量の見込みなども重視した、多角的な林業計画制度に改める。
 オ 現行の流域管理区分のうち、木材流通の実態と合致しないものについては再区分をおこなうなどとして、国産材市場の拡大・強化を図る。
 カ 森林の異常災害対策保険の必要性を明示する。
 キ 森林が環境資源であることに対応した森林税制（相続税・固定資産税など）を確立する。

Ⅲ 「二一世紀林政計画書」の作成

「計画書」は「短期計画」(一〇カ年)と「中・長期見通し」(二〇～五〇年)の二本建とするが、ともにまず用材自給率の目標(上・下限)を必要な予算措置と併せて示し、林政の努力目標を明確化する。

用材自給率を重視するのは、基本的認識の項で述べたわが国の国際的責務の達成の点だけでなく、国内の森林の正常な姿を取り戻すうえでとりわけ有効な手法と考えられるからである。

一 「短期計画」に盛り込むべき主要方針

ア 日本森林は、戦後の造林施策の総決算とも云うべき、間伐等を不可欠とする重要な整備段階に入っているので、特に緊急の森林整備計画の性格の濃いものとする。

イ そのため、全国の森林の状況の一斉調査を定期的におこない、要整備森林(保育・病虫害駆除・山地災害・無立木地等)を把握し、期間を定めてその解消計画を樹てる。その主要内容は、各種の事業量、業種別雇用量およびその調達源、必要な予算額などである。

ウ 要整備森林のうち「切り捨て間伐」や病虫害被害林分などを早期に解消するために、パルプ会社ないしチップ業者を補助対象とし、木材資源の完全利用と雇用量増加を促進する必要がある。それは自給率の向上にも効果がある。

エ 「用材自給率の目標」については、過去の「長期見通し」における積算の通弊であった、「国内森林休養論」などを排し、国内生産、国内消費および外材動向の三者を日本経済の動向との関連のもとに計測することが必要である。

オ 森林管理および林業の担い手の育成と確保ならびに労働条件の改善に関する計画を盛る。

カ 五カ年ごとに前期・後期を区分し、計画を実績と照合し、両者の乖離の原因を分析する。
キ 国有林の役割りを明確にするため、以上各項については流域別民有林・国有林別の内容とする。

二 「中・長期見通し」に盛り込むべき主要内容

ア 林政がこのまま推移した場合の、森林整備・林業労働力および用材自給率などについての予測。

イ 主要樹種別の建築材の消費構造の変化の見通し。

ウ 日本企業（パルプ・商社）の海外投資による早期育成林からの木材チップ輸入量の見通しおよび、国内資源依存度の変化についての予測。

エ 新しい国有林組織のもとにおける、国有林材の供給量と用材自給率におけるそのシェアおよび国有林の財務状況。

オ 国内農林家の複合経営と競合する、主な特用林産物（シイタケ・マツタケなど）の輸入の見通し。

カ 主要外材産地における木材生産の見通し。

キ 東アジア地域（韓国・中国・台湾）の木材輸入の見通し。

IV 「短期計画」の期間内において特に重点を置くべき施策

短期計画期間において、特に配慮すべきはつぎの二点である。

ア 用材自給率回復のために必要な生産・消費対策の強化。

イ 農林家の生活基盤である中山間地域の振興対策。

これらはいずれも、いま地球的規模で問題化しつつある環境対策とも関わっているが、いまのわが国で特に

重点的に取り組むべき施策は、以下のとおりである。

一 国産材の生産・消費の拡大のための施策

ア 公共施設・住宅供給公社等の建築仕様書に、優先的に国産材使用を明記する。この点ではとくに地方自治体の対応が重要である。

イ 現在の住宅建築市場構造からみると、国産材と外材との住み分けが必要である。したがって、国産材製材品の主要消費先である「持家」（建設省建築統計の一区分）が多く建築されている地方市場の確保対策（建築相談・原材料供給・国有林材モデル住宅・大工養成・木材知識の普及教育など）に施策を集中する。

ウ 「国産材専門」および「国産材・外材併用」製材工場にたいする契約伐出生産方法（半年単位）による地元材の安定的供給ならびにそのための資金手当を制度化する。国有林も、全面的にそれに即応する。

エ 国産材流通の手形決済期間を外材並みに延長するための方策を講じる。

オ 木材乾燥（天然・人工）を義務づけ、そのための助成策を講じる。

カ 今後の大径材化に対応するスギ材合板工業の創出ならびに、その具体的展開策を図る。

キ 木炭生産の復権とその振興をめざす。そのために、木炭の効用の周知に努め、流通の整備をおこなうとともに、輸出市場の開発（ODAへの組み込みを含む）をすすめる。

二 「中山間地域」対策

これまでの農政・林政においては、独立した問題として取りあげられることがほとんどなかった中山間地域対策が「食料・農業・農村基本法」においても、「森林・林業・木材産業基本政策検討会報告」においても、

正面から取りあげられるようになったことは、画期的な意義をもつことである。そこで、ここでの短期計画においても、中山間地域を重点施策地域として位置づけ、以下の重点的にとるべき施策をその中に組み込む必要がある。

ア 予防治山の徹底化により、地元民居住地区の安全強化を図る。

イ 民有保安林中の施業放棄個所にたいし、国・公有化もしくは利用権設定の道をひらく。

ウ 国有林ないし森林整備公社などによる、森林施業受託制度中に、その促進策として地上権設定の事項を規定する。

エ 森林整備の認定制度を設け、それに基づく直接所得保証の道をひらく。

オ 優良林業事業体（施業・技術・雇用条件など）の登録制度を設け、諸補助率の引き上げや融資条件の有利化などを図る。

カ 新しい森林協同組合によって、組織労働者、林業ボランティアなども含めた広範な林業労働力の確保計画を樹てる。

キ Uターン、Iターンなどの人口の受入れ対策を充実しその定着を図る。

ク 地元産の特用林産物・木工芸品などの販売にたいし、地方自治体が積極的に助成策を講じる。

ケ 苗木（造林用・緑化木用）の地元生産振興のため、国有林用地を無償貸与する。

コ 国有林による、旧官行造林地をはじめとした市町村有林の経営受託制度を新設し、地元関係の強化をはかる。

サ 森林諸資源を利用したさまざまな加工産業の開発を奨励し、生産設備、加工流通システムなどの整備をすすめる。

シ 民宿の整備、その他の諸施設の改善により滞在型リゾートの開発を工夫し、助成する。また、中高年齢者、年少者、障害者等の入山に適した登山道、遊歩道、山小屋等の休養施設の整備及びインストラクターの充実を図る。

三 その他

ア 国有林の今後については、その管理経営の良否いかんが林業・林産業の発展はもとより、環境問題・国民生活などとも大きく関わる。また国有林は林業や森林の経営にかんする技術、技能を受けつぎ、改良を加え、次代に継承していく責任も負っている。したがって、そのあり方を誤まらず、負託された使命を十分に果たすために必要な組織・人員規模・人材育成等については、早急に、学・官・労の三者が十分に検討する必要がある。

イ 世界の環境・木材経済動向からみて、現在の林野庁「海外林業協力室」を「海外林業対策課」に拡充し、海外林業協力及び情報の収集とその対策を強化する必要がある。

〈表1〉 諸外国の森林率および国民一人当たりの森林面積

| 国名 | 陸地面積 (千ha) | 森林面積 (千ha) | 人口 (千人) | 森林率 (%) | 国民一人当たりの森林面積 (ha) |
|----------|---------------|---------------|------------|------------|----------------------|
| フィンランド | 30,459 | 23,186 | 5,089 | 76.1 | 4.56 |
| スウェーデン | 41,162 | 28,000 | 8,779 | 68.0 | 3.19 |
| カナダ | 922,097 | 494,000 | 29,251 | 53.6 | 16.89 |
| ロシア | 1,688,850 | 765,912 | 147,929 | 45.4 | 5.18 |
| アメリカ | 915,912 | 295,990 | 260,665 | 32.3 | 1.14 |
| ドイツ | 34,927 | 10,700 | 81,410 | 30.6 | 0.13 |
| ニュージーランド | 26,799 | 7,470 | 3,531 | 27.9 | 2.12 |
| フランス | 55,010 | 15,005 | 57,747 | 27.3 | 0.26 |
| オーストラリア | 764,444 | 145,000 | 17,650 | 19.0 | 8.22 |
| イギリス | 24,160 | 2,500 | 58,615 | 10.3 | 0.04 |

注1：陸地面積（河川、湖沼を除いた面積）、森林面積および人口は、FAO「1995Production Yearbook」の1994年の数値

| 国名 | 国土面積 (千ha)(注1) | 森林面積 (千ha)(注2) | 人口 (千人)(注3) | 森林率 (%) | 国民一人当たりの森林面積 (ha) |
|----|-------------------|-------------------|----------------|------------|----------------------|
| 日本 | 37,774 | 25,146 | 125,570 | 66.6 | 0.20 |

注1：国土面積（河川、湖沼等を含む面積）は、建設省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」（平成7年10月1日）の数値

注2：森林面積は、林野庁「森林資源現況」（平成7年3月31日）の数値

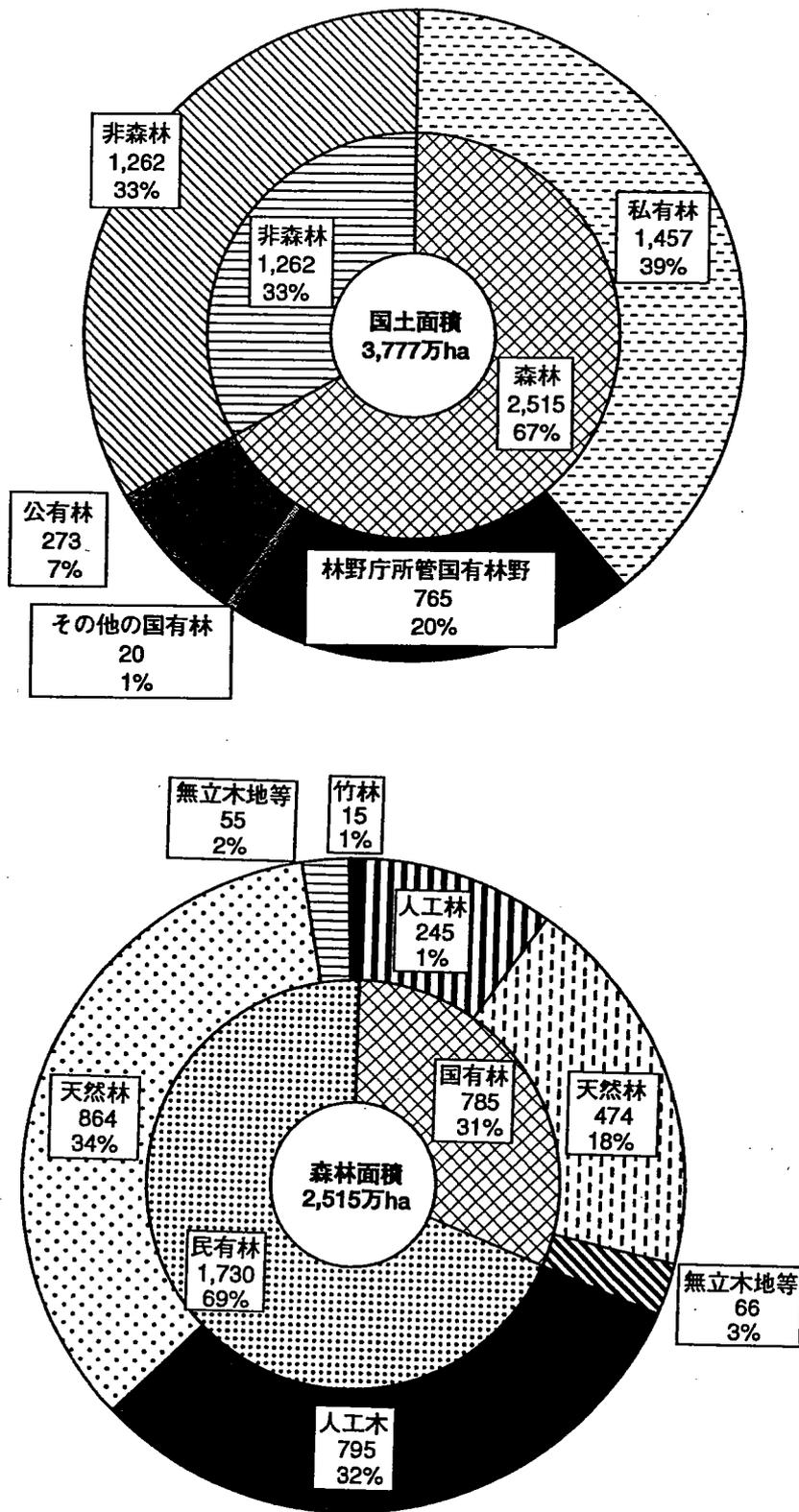
注3：人口は総務庁「国勢調査」（平成7年10月1日現在）の数値

〈表2〉 世界の森林面積の変化

| | 森林面積 (1995年)百万ha | 森林面積の年変化 (90~95年)百万ha/年 | |
|--------|---------------------|----------------------------|--------|
| | | 年変化率% | |
| 世界計 | 3,454 | ▲ 11.27 | ▲ 0.32 |
| 先進地域 | 1,493 | 1.74 | 0.12 |
| 開発途上地域 | 1,961 | ▲ 13.01 | ▲ 0.64 |
| うち熱帯地域 | 1,734 | ▲ 12.60 | ▲ 0.70 |

資料：FAO「State of the World's Forests (1997)」

〈図1〉 国土・森林面積



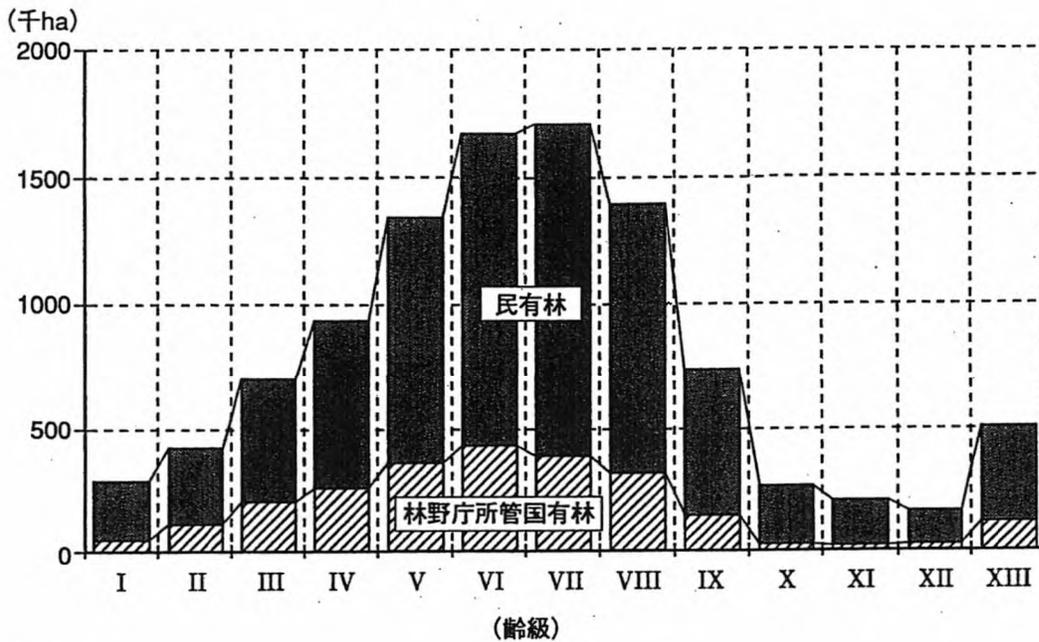
資料：建設省「全国都道府県市町村別面積調」および林野庁業務資料

注：1. 国土面積は昭和63年10月1日現在である。

2. 森林面積は平成7年3月31日現在である。

3. 計の不一致は四捨五入による。

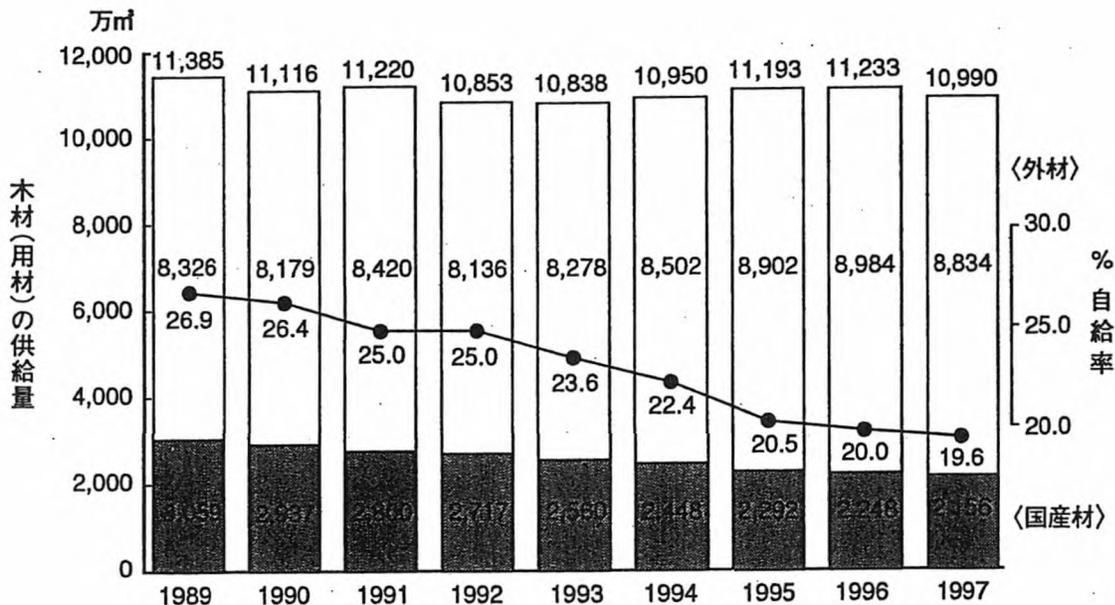
〈図2〉 人工林の齢級別面積



資料：林野庁資料

注：1 齢級の期間は5年

〈図3〉 国産材、外材の供給状況



資料：林野庁「木材需給表」

注：1 数量は、製材工場やパルプ工場への入荷量。

2 自給率=国産材用材供給量÷総用材供給量×100

3 合計と内訳が一致しないのは、四捨五入による。

〈表3〉 各国の木材自給率

| | 自給率 | 国内生産量 | 輸入量 | 輸出量 | 国内消費量 | 一人当たり用材消費量 |
|---------|-----|--------------------|--------|---------|---------------------|------------|
| | (%) | (千m ³) | | | (m ³ /人) | |
| 日 本 | 20 | 22,483 | 89,842 | 394 | 111,931 | 0.89 |
| ア メ リ カ | 92 | 406,595 | 88,929 | 55,035 | 440,489 | 1.63 |
| カ ナ ダ | 225 | 183,113 | 11,805 | 113,688 | 81,230 | 2.74 |
| フィンランド | 127 | 42,503 | 7,991 | 17,082 | 33,412 | 6.52 |
| ド イ ツ | 71 | 35,543 | 24,834 | 10,160 | 50,218 | 0.61 |
| フ ラ ンス | 86 | 30,980 | 13,987 | 8,846 | 36,120 | 0.62 |
| オーストリア | 106 | 11,346 | 9,526 | 10,217 | 10,655 | 1.31 |
| イ ギ リ ス | 28 | 7,021 | 18,410 | 660 | 24,770 | 0.42 |
| イ タ リ ア | 15 | 4,163 | 23,621 | 735 | 27,049 | 0.47 |
| 韓 国 | 9 | 1,994 | 20,465 | 199 | 22,260 | 0.49 |

注1：日本の数値は林野庁「木材需給表」、日本以外はFAO「Yearbook of Forest products 1996」による。

2：自給率＝国内生産量÷国内消費量×100

3：各国の人口は、FAO「Production Yearbook 1996」による。

4：日本以外の数値（FAO資料）について

①：国内生産量は産業用材（薪炭材を除く丸太）

②：輸入量および輸出量は、産業用材、製材、単板、合板、パーティクルボード、繊維板、木質パルプの各丸太換算量を合計したもの。

③：国内消費量は、生産量＋輸入量－輸出量

④：丸太換算の換算率は、便宜上、林野庁「木材需給表」の換算率を使用。

5：輸出入量は紙・板紙の輸出入を含まない。このため国内消費量及び一人当たり消費量は、紙・板紙輸出入量が入超となる国では過小、出超となる国では過大な数値となる。

〈表4〉 戦後木材関税率の推移

(単位：パーセント)

| 区 分 | | 昭 和 26年 5 月 | 29年 4 月 | 30年 9 月 | 36年 4 月 | 37年 4 月 | 39年 1 月 | 39年 4 月 |
|----------------------|---------------------------|----------------|--|---|--|--|----------------------------------|--|
| 丸 太 | 1 桐 | 5(基本) | | | | | | |
| | 2 唐木類(かり ん等) | 20(") | | | | | | 無税(暫定) |
| | 3 その他 | 無税(") | | | | | | |
| 製 材 | 1 ヒノキ、ネズ コ属 | 5(基本) | 免税 | | 無税(基本) | モミ属のう ち3樹種を 除く | 10(基本) | |
| | 2 ツガ属 | 5(") | | | 無税(") | | | |
| | 3 マツ、モミ、 トウヒ、カラ マツ属 | 無税(") | | | 10(") | | | |
| | 4 ラワン類 | 無税(") | | | シトカス プルース を除く | | | |
| | 5 桐 | 5(") | | | | | | |
| | 6 唐木類 | 20(") | | | | | | |
| | 7 その他 | 無税(") | | | | | | |
| 木 製 品 | 1 薄板 ア、唐木類 | 20(基本) | | 20(協定) 無税(") | | | | |
| | イ、チーク | 15(") | | | | | | |
| | ウ、インセンス シーダー | 15(") | | | | | | |
| | エ、その他 | 15(") | | | | | | |
| | 2 合板用単板 | 15(") | | | | | | |
| 3 合板 ア、両表面針葉 樹 | 20(") | 20(") | | | | | | |
| イ、その他 | 20(") | 20(") | | | | | | |
| 4 積層木材 | 20(") | | | | | | | |
| 5 再生木材 ア、板状 | 15(") | | 20(基本) | | | | | |
| イ、その他 | 15(") | | | | | | | |
| 事 由 | | | 住宅復興の ためツガ属 (ヘムロッ ク) 製材が 免税となっ た。 | 日本のガッ ト加盟に伴 い協定で一 部品目の税 率を譲許し た。 | 地理的に近 いソ連材製 材との関連 上、上記四 属に課税さ れた。 | 3 樹種はヘ ムロックに 混入して輸 入されるた め。再生木 材は自由化 の代償とし て。 | ラワン製材 の自由化の 代償として 課税した。 | 生活水準の 向上により 唐木類の奢 侈性が薄く なった。 |

注：1 林野庁「参考統計」(36ページ)より。

2 誤まりは訂正した。

〈表5〉 林産物の関税率

○ 各国の林産物関税率対比（1999年の税率）

| | 日 本 | 米 国 | カ ナ ダ | E U (注) | ノルウェー | 韓 国 |
|-------------|--------|------|----------|---------|-------|------|
| 丸 太 | 0~3.5% | 0% | 0% | 0% | 0% | 1~2% |
| 製 材 | 0~6% | 0% | 0% | 0~2.5% | 0% | 5% |
| 合板・集 成材等 | 6~10% | 0~8% | 5.3~9.7% | 6~7% | 0% | 8% |

注 EUは、マレーシア、インドネシアの丸太輸出規制、輸出税を理由として、製材、合板等の関税引下げを留保。また、一部の合板につき関税割当（65万㎡まで無税）を適用。

○ ウルグアイ・ラウンドにおける主要国の林産物の関税引下げ幅

| 国 名 | 日 本 | 米 国 | カ ナ ダ | N U | E U |
|------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 引下げ幅 | 51% | 44% | 34% | 50% | 47% |

注 関税引下げのベースとなった基準税率（ウルグアイ・ラウンド以前に譲許していた品目についてはその譲許税率、譲許していない品目については1986年9月時点の実行税率。）からの引下げ幅

○ 林産物（紙・パルプを含む）の実行関税率（貿易加重平均）

| 国 名 | 日 本 | 米 国 | 豪 州 | カ ナ ダ | 韓 国 | インドネシア |
|-------|------|------|------|-------|------|--------|
| 実行関税率 | 1.7% | 2.3% | 3.5% | 0.8% | 4.7% | 3.4% |

注 APEC事務局調べ（数字は、日本は1997年、米国および韓国は1995年、その他は1996年）

○ 我が国の林産物（木材）輸入額における無税品目の割合

| 区 分 | 1 9 9 6 年 | 1 9 9 7 年 | 1 9 9 8 年 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 輸 入 額 合 計 | 1兆7,359億円 | 1兆8,246億円 | 1兆1,985億円 |
| う ち 無 税 品 目 | 1兆1,326億円 | 1兆1,270億円 | 7,840億円 |
| 無 税 品 目 割 合 | 65% | 62% | 65% |
| 関 税 負 担 率 | 2.6% | 2.5% | 2.0% |

〈表 6〉 山元立木価格の推移

(単位：円/㎡)

| | スギ | ヒノキ | マツ |
|-------|--------|--------|-------|
| 1990年 | 14,595 | 33,607 | 7,528 |
| 1991年 | 14,206 | 33,153 | 7,476 |
| 1992年 | 13,060 | 30,314 | 6,880 |
| 1993年 | 12,876 | 30,102 | 6,676 |
| 1994年 | 12,402 | 29,172 | 6,356 |
| 1995年 | 11,730 | 27,607 | 5,966 |
| 1996年 | 10,810 | 25,469 | 5,501 |
| 1997年 | 10,313 | 24,603 | 5,220 |
| 1998年 | 9,191 | 21,436 | 4,405 |

資料：(財)日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」

注：利用材積1㎡当たり価格(各年3月末現在)

〈表 7〉 丸太価格の推移

(単位：円/㎡)

| | スギ 中丸太 径 14~22 cm 長 3.65~4.0m | ヒノキ 中丸太 径 14~22 cm 長 3.65~4.0m | 米ツガ丸太 径 30cm上 長 6.0m上 |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 1990年 | 26,600 | 67,800 | 26,500 |
| 1991年 | 25,600 | 65,700 | 25,200 |
| 1992年 | 23,200 | 59,100 | 25,300 |
| 1993年 | 23,900 | 59,100 | 28,200 |
| 1994年 | 22,900 | 58,000 | 27,800 |
| 1995年 | 22,200 | 53,500 | 26,700 |
| 1996年 | 22,400 | 53,900 | 26,500 |
| 1997年 | 21,100 | 49,200 | 26,300 |
| 1998年 | 18,900 | 43,200 | 24,800 |

〈表 8〉 製材品価格の推移

(単位：円/㎡)

| | スギ 正角 厚 10.5cm 幅 10.5cm 長 3.0m | ヒノキ 正角 厚 10.5cm 幅 10.5cm 長 3.0m | 米ツガ 正角 厚 10.5cm 幅 10.5cm 長 3.0m |
|-------|---|--|--|
| 1990年 | 61,700 | 120,200 | 55,600 |
| 1991年 | 60,500 | 115,900 | 54,300 |
| 1992年 | 60,400 | 110,400 | 54,100 |
| 1993年 | 65,200 | 111,400 | 60,700 |
| 1994年 | 63,600 | 111,700 | 59,600 |
| 1995年 | 58,600 | 104,300 | 56,900 |
| 1996年 | 57,500 | 102,800 | 55,200 |
| 1997年 | 58,200 | 102,200 | 57,500 |
| 1998年 | 47,500 | 75,600 | 52,100 |

〈表9〉 国産材・外材別製材工場数および製材用素材入荷量

(単位：入荷量 千㎡)

| 年次 | 計 | | 国産材のみ | | 国産材と外材 | | 外材のみ | |
|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | 工場数 | 入荷量 | 工場数 | 入荷量 | 工場数 | 入荷量 | 工場数 | 入荷量 |
| 1990年 | 16,793 | 43,526 | 6,455 | 11,415 | 7,744 | 15,271 | 2,594 | 16,840 |
| 1991年 | 16,260 | 41,515 | 6,259 | 11,086 | 7,426 | 14,413 | 2,575 | 16,016 |
| 1992年 | 15,781 | 40,390 | 6,171 | 11,316 | 7,099 | 13,643 | 2,511 | 15,431 |
| 1993年 | 15,360 | 39,064 | 6,088 | 11,735 | 6,884 | 12,823 | 2,388 | 14,506 |
| 1994年 | 14,967 | 38,691 | 6,107 | 12,161 | 6,557 | 12,243 | 2,303 | 14,287 |
| 1995年 | 14,554 | 36,670 | 6,049 | 11,296 | 6,292 | 11,483 | 2,213 | 13,891 |
| 1996年 | 13,978 | 35,545 | 5,892 | 11,338 | 5,966 | 11,035 | 2,120 | 13,172 |
| 1997年 | 13,427 | 33,164 | 5,789 | 11,012 | 5,643 | 9,951 | 1,995 | 12,201 |

資料：農林水産省「木材需給報告書」

注：工場数は素材の入荷があった工場で、製材用動力の出力数が7.5Kw未満のものを除く。

〈表10〉 新設住宅着工戸数および床面積の推移

| | | 平成3年 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 対前年 増減(▲) 率(%) | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------|-------|
| 新設住宅着工戸数(戸) | 総数 | 1,370,126 | 1,402,590 | 1,485,684 | 1,570,252 | 1,470,330 | 1,643,266 | 1,387,014 | 1,198,295 | ▲13.6 | |
| | 資金別 | 民間資金 | 910,525 | 853,510 | 801,868 | 796,286 | 837,959 | 922,911 | 850,416 | 746,588 | ▲12.2 |
| | | 公的資金 | 459,601 | 549,080 | 683,816 | 773,966 | 632,371 | 720,355 | 536,598 | 451,707 | ▲15.8 |
| | 利用 関係別 | 持家 | 440,058 | 477,611 | 531,034 | 573,173 | 537,680 | 643,546 | 478,741 | 430,952 | ▲10.0 |
| | | 分譲住宅 | 304,479 | 217,127 | 259,381 | 373,636 | 352,651 | 350,004 | 353,436 | 293,027 | ▲17.1 |
| | | 貸家 | 583,924 | 671,989 | 663,608 | 595,812 | 553,946 | 622,719 | 531,220 | 457,003 | ▲14.0 |
| | | 給与住宅 | 41,665 | 35,863 | 31,661 | 27,631 | 26,053 | 26,997 | 23,617 | 17,313 | ▲26.7 |
| | 構造別 | 木造 | 624,003 | 671,130 | 697,496 | 721,459 | 666,124 | 754,296 | 611,316 | 545,133 | ▲10.8 |
| | | 非木造 | 746,123 | 731,460 | 788,188 | 848,821 | 804,206 | 888,970 | 775,698 | 653,162 | ▲15.8 |

〈表11〉 木炭生産量の推移

| 年次 | 1960 | 1970 | 1980 | 1990 | 1997 |
|--------|-------|------|------|------|------|
| 木炭(千t) | 1,504 | 178 | 35 | 35 | 61 |

〈表12〉 地域ブロック別の森林タイプの面積

| | 奥山天然林 | 人工林 | 里山林 | 都市近郊林 | 合計 | 土地面積 |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 北海道 | 37,055 (40.6) | 13,873 (14.8) | 5,369 (12.3) | 1,034 (4.8) | 56,932 (23.6) | 78,519 (21.1) |
| 東北 | 24,432 (26.8) | 18,712 (20.0) | 8,969 (20.6) | 3,264 (15.2) | 53,955 (22.4) | 66,963 (18.0) |
| 関東 | 3,944 (4.3) | 8,329 (8.9) | 3,719 (8.5) | 3,225 (15.1) | 17,455 (7.3) | 92,329 (8.7) |
| 中部 | 11,230 (12.3) | 16,084 (17.2) | 7,022 (16.1) | 3,979 (18.6) | 36,278 (15.1) | 66,756 (17.9) |
| 近畿 | 2,962 (3.2) | 7,694 (8.2) | 4,170 (9.6) | 3,077 (14.4) | 17,040 (7.1) | 33,052 (8.9) |
| 中国 | 4,761 (5.2) | 7,328 (7.8) | 7,185 (16.5) | 2,489 (11.6) | 21,124 (8.8) | 31,866 (8.5) |
| 四国 | 1,989 (2.2) | 7,724 (8.3) | 2,589 (5.9) | 1,099 (5.1) | 13,058 (5.4) | 18,799 (5.0) |
| 九州 | 4,921 (5.4) | 13,888 (14.8) | 4,594 (10.5) | 3,245 (15.2) | 24,868 (10.3) | 44,363 (11.9) |
| 全国 | 91,302 (100.0) | 93,635 (100.0) | 43,624 (100.0) | 21,412 (100.0) | 240,717 (100.0) | 372,647 (100.0) |

注：上段 森林面積 (Km²)
下段 ブロック別構成比 (%)

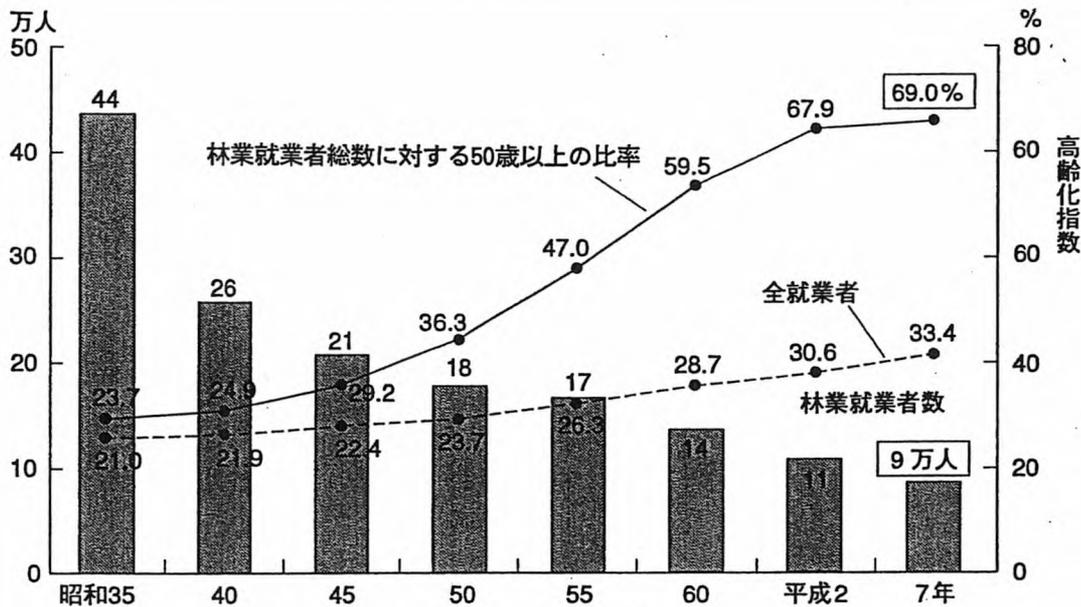
〈表13〉 中山間地域の概要

| | 総面積 (万ha)(H4) | 総人口 (万人)(H8) | 高齢者比率 (%) (H7) | 総市町村数 (A) (H8) | 人口自然減少市町村数 (B) (H8) | (B)/(A) (%) |
|------------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------|------------------------|----------------|
| 全 国 ① | 3,713 | 12,526 | 14.5 | 3,233 | 1,973 | 61 |
| 中山間地域 ② | 2,527 | 1,762 | 21.7 | 1,756 | 1,449 | 83 |
| ②/① (%) | 68 | 14 | — | 54 | 73 | — |

資料：国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」、総務庁「国勢調査」、自治省「全国人口・世帯数表動態表」、「住民基本台帳人口要覧」

注：中山間地域についてその範囲を規定する明確な定義はないが、農林統計に用いる農業地域類型の基準指標（P70参照）による「中間農業地域」と「山間農業地域」をあわせた地域を「中山間地域」としており、本資料における中山間地域はこの区分により統計処理を行っている。

〈図4〉 林業就業者および高齢化比率の推移



資料：総務庁国勢調査